

平 26. 10. 6
礎 4 - 2

参 考 資 料

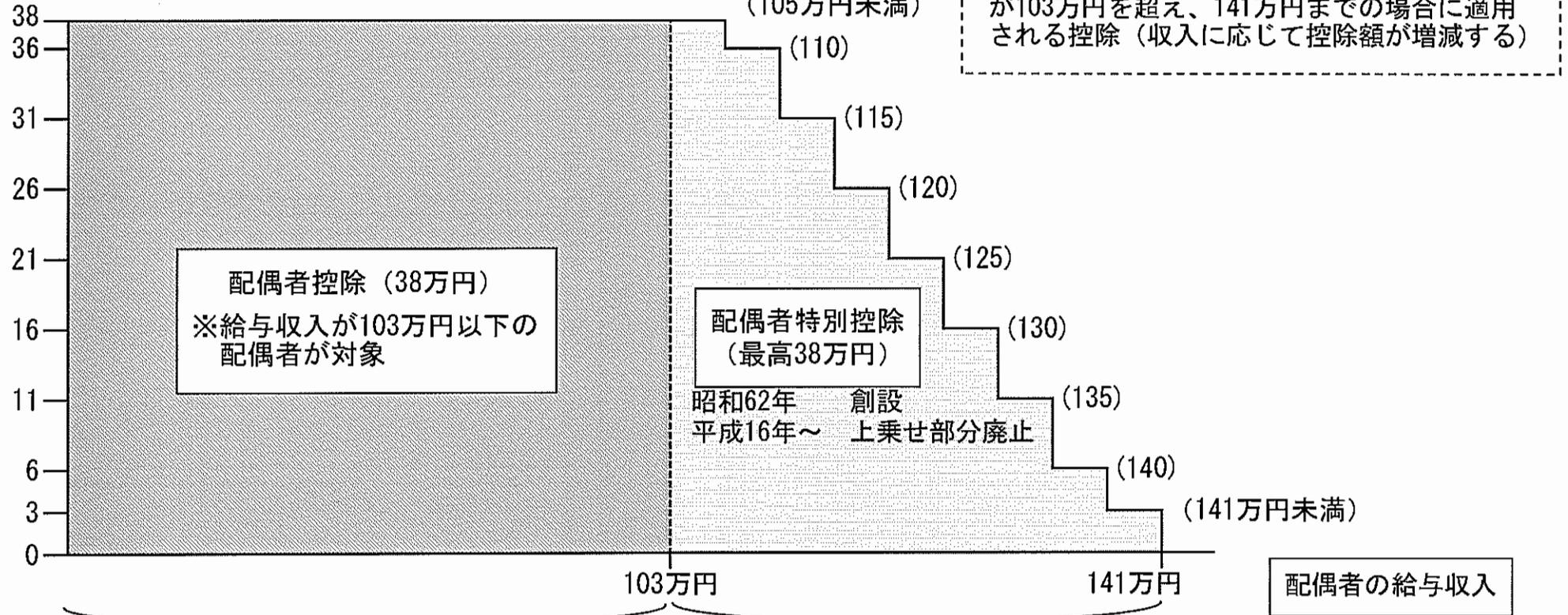
「働き方の選択に対して中立的な税制」
を中心とした所得税のあり方

平成 26 年 10 月 6 日 (月)

財 務 省

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

納税者本人の
受ける控除額



適用者数 1,400万人程度(注1)
減収額 0.6兆円程度(注2)

適用者数 100万人程度(注1)
減収額 300億円程度(注2)

⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

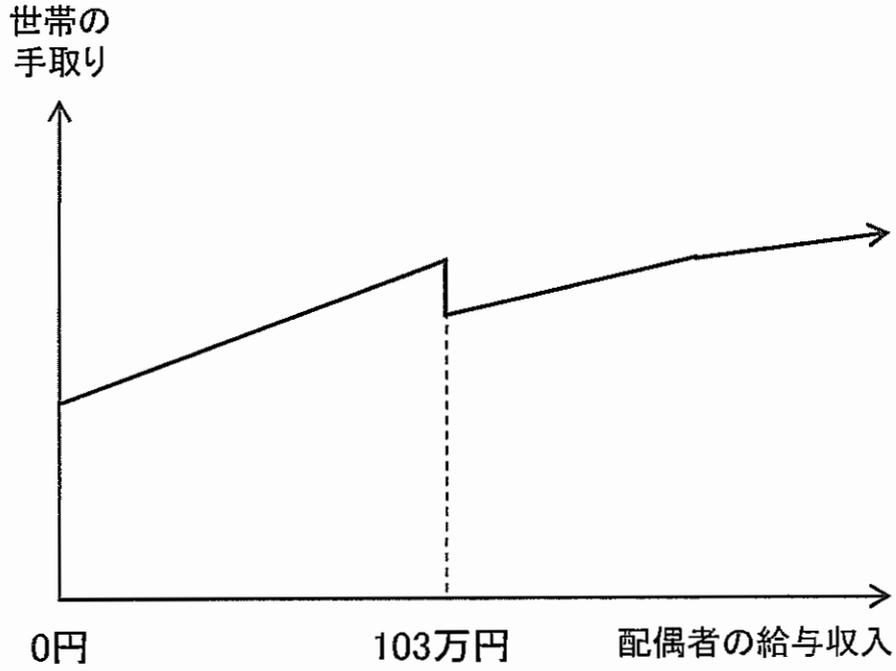
※ 配偶者特別控除は、控除を受ける人のその年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

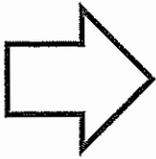
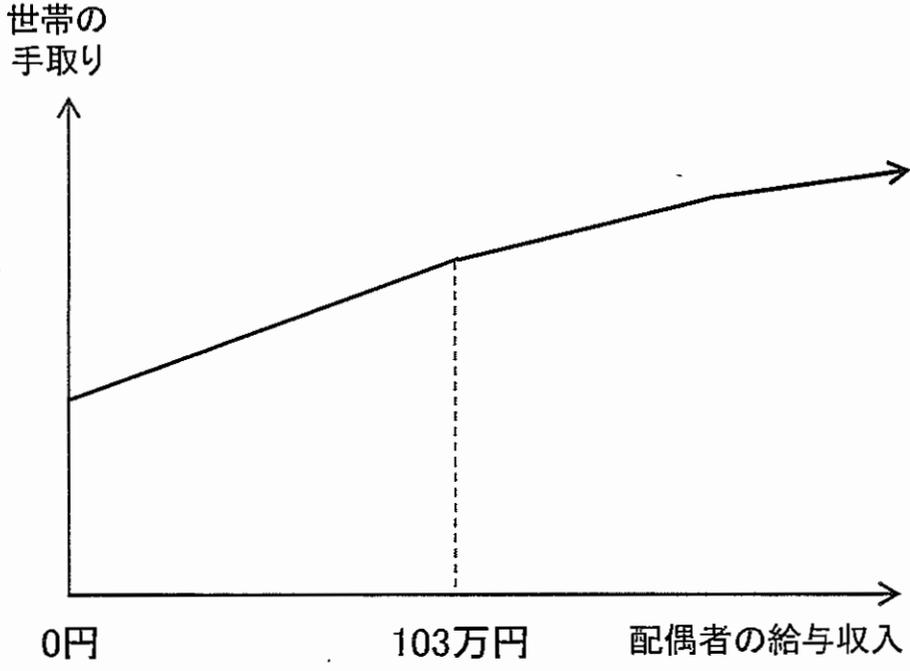
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

配偶者特別控除がない場合

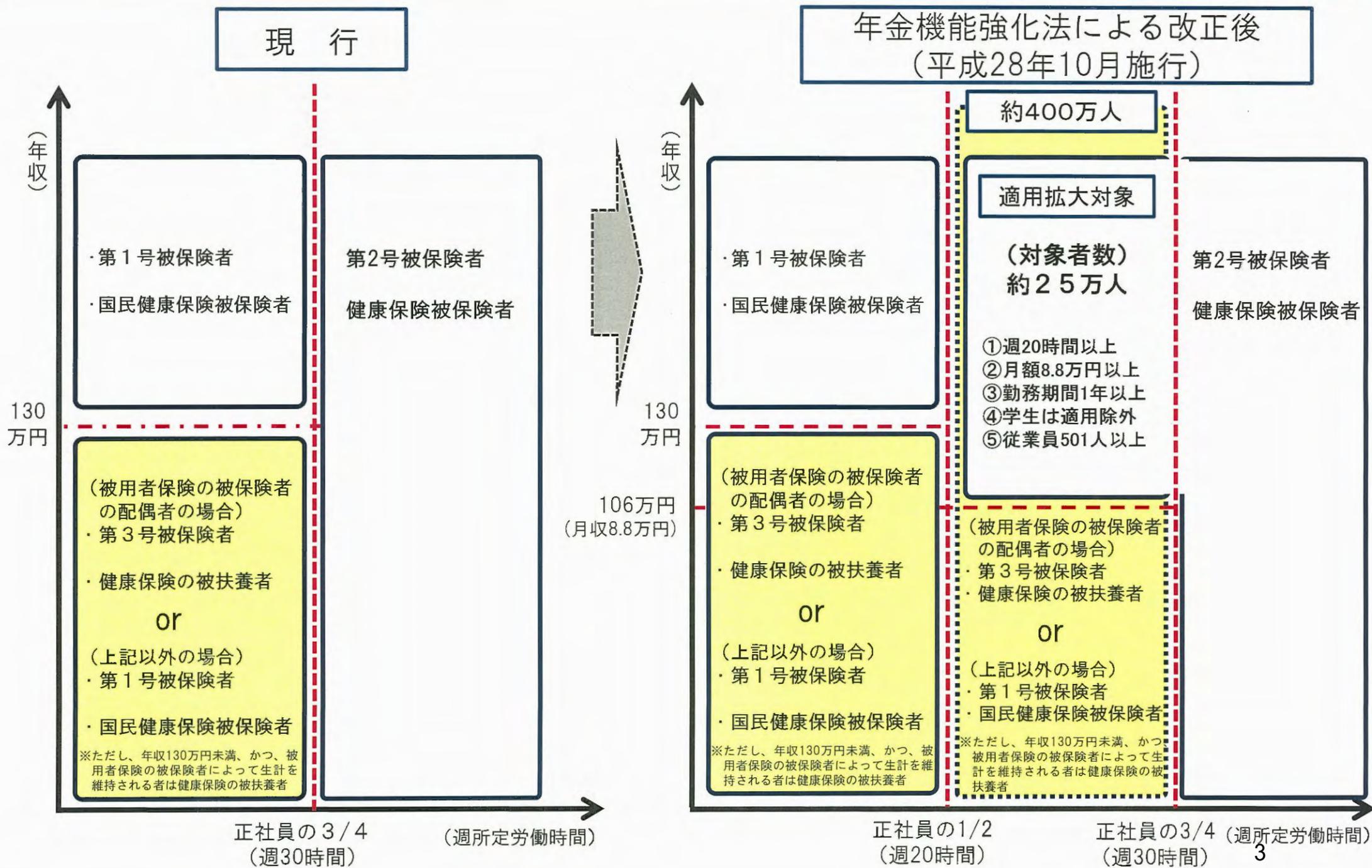


現 行

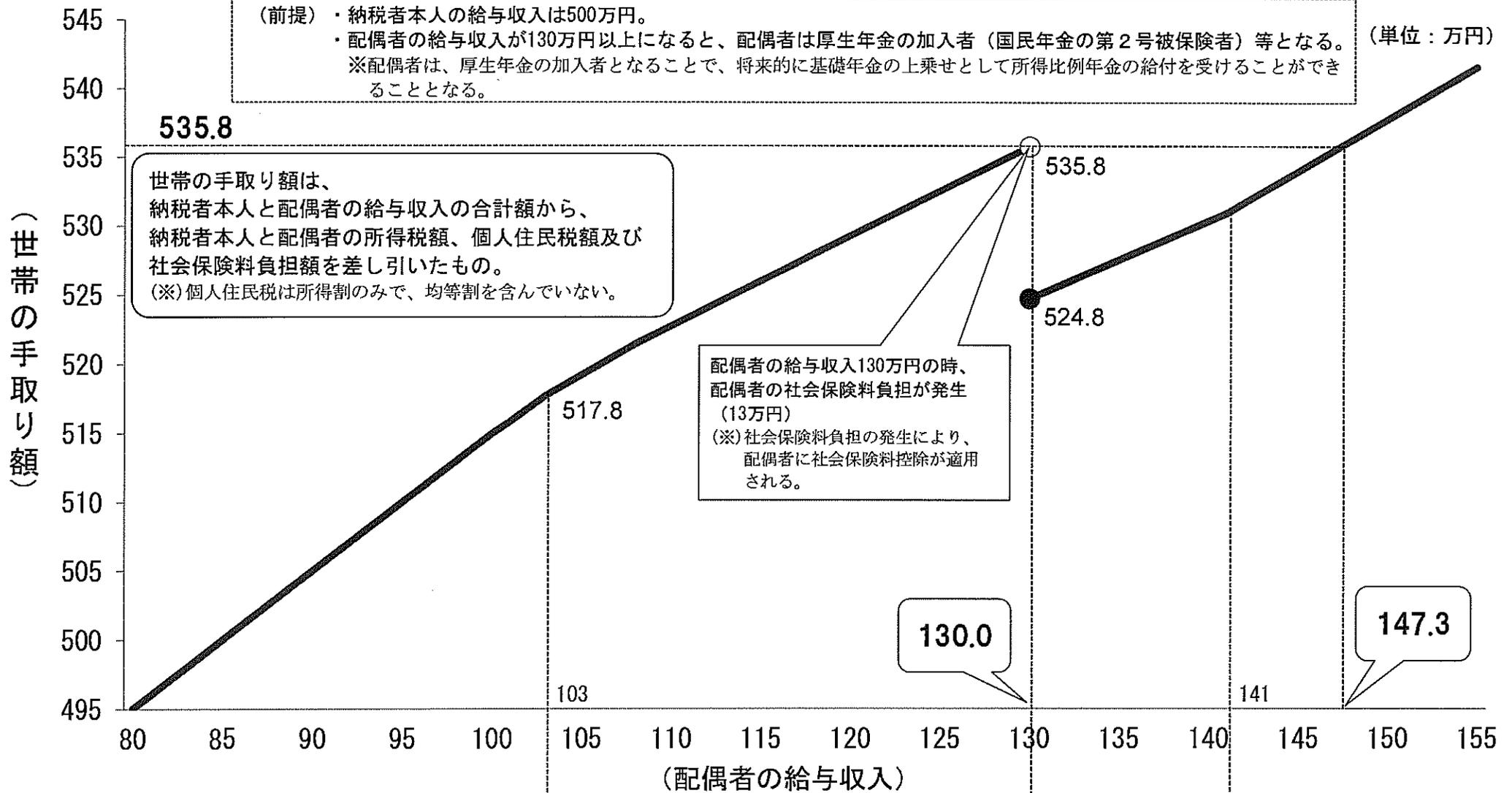


(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

第3号被保険者の範囲 (H26. 4. 14 政府税制調査会 厚労省説明資料より)

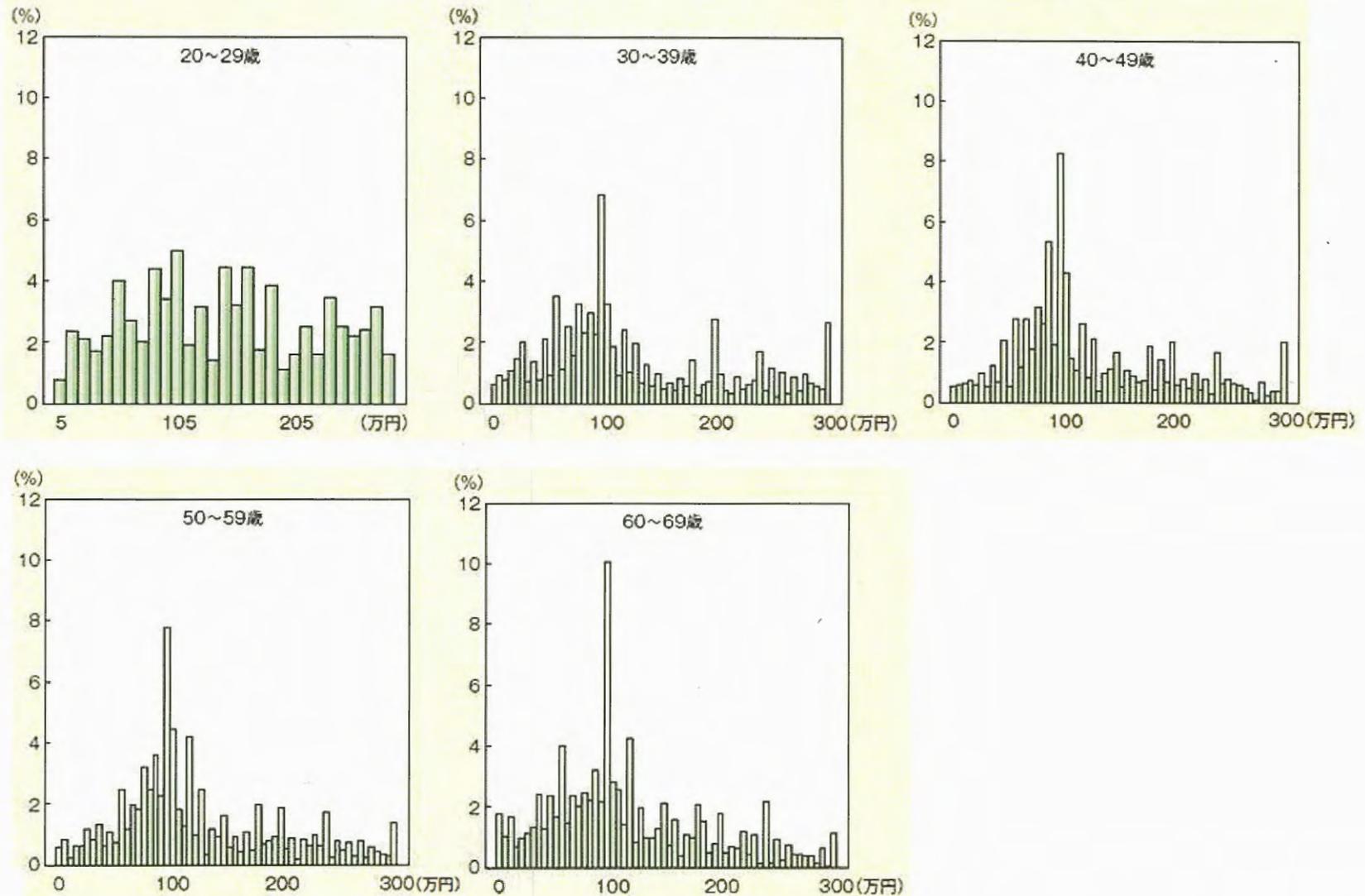


配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図



配偶者の給与収入	~103万円以下	103万円超~130万円未満	130万円以上~141万円未満	141万円以上~ (配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加 1万円当たり)	1万円 (~100万円) 0.95万円 (100万円~) ・ 配偶者の個人住民税負担が発生	0.67万円 (平均値) ・ 配偶者の個人所得課税負担が発生 ・ 納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別控除が適用される (段階的に逓減)	0.57万円 (平均値) ・ 配偶者の社会保険料負担が発生 ・ 納税者本人の配偶者特別控除が段階的に逓減	0.77万円 ・ 納税者本人の配偶者特別控除が適用されなくなる

既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)

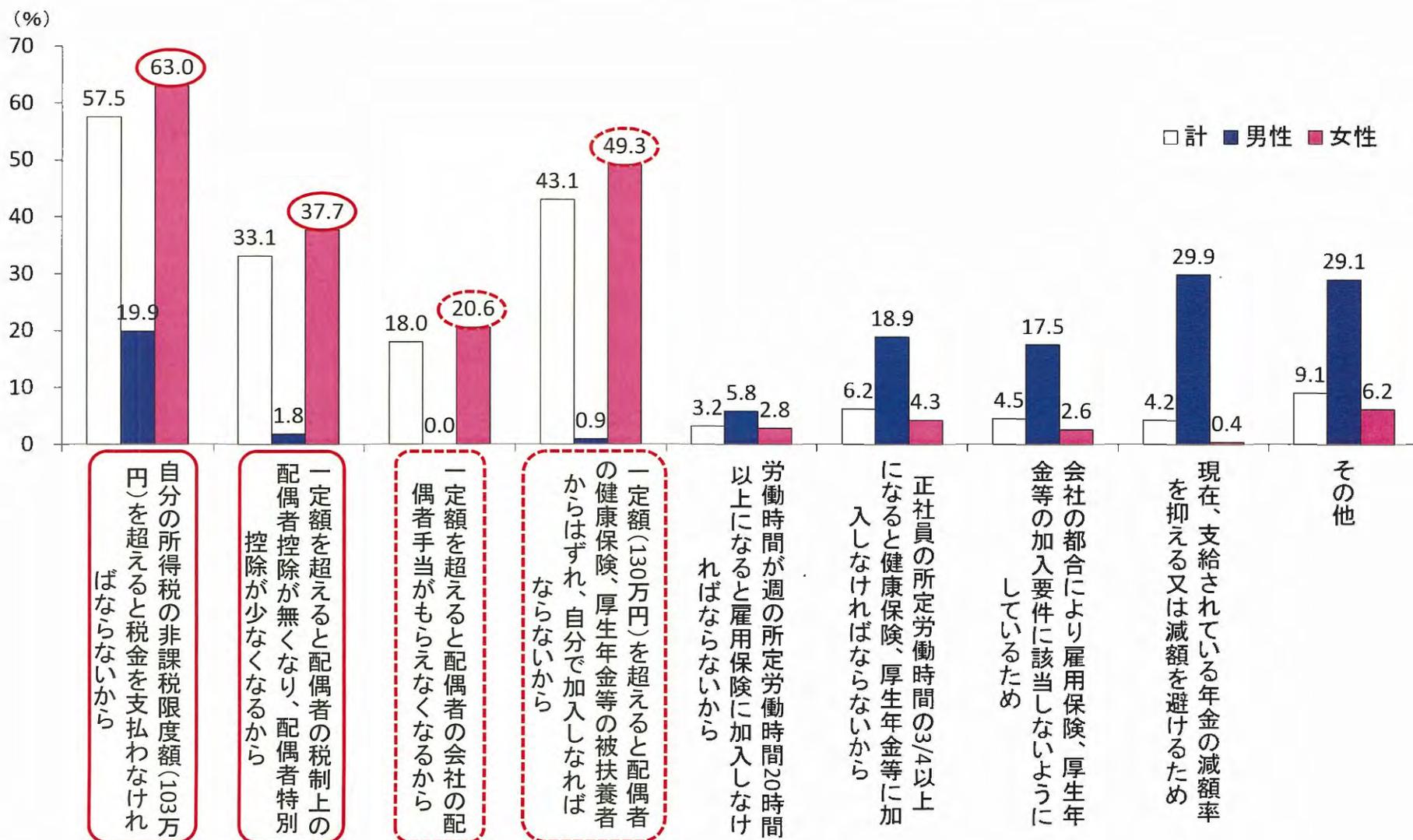


(参考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。

2. 本調査は、300 万円以上の所得分布もあるため、300 万円までの割合を足し上げて 100%にはならない。ただし、300 万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30 歳代で 79%、40 歳代で 79%、50 歳代で 77%、60 歳代で 89%となっている。

(出典) 平成 24 年版「男女共同参画白書」より引用。

パート労働者が就業調整を行う理由



(備考) 厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注) 計数は、配偶者のいる者の数値。